

平成30年9月19日

電力・ガス取引監視等委員会

## 託送供給等約款以外の供給条件の認可に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

本年10月1日より間接オークションが開始されることを受けて、9月7日付けで連系線利用ルール変更等に伴う託送供給等約款の変更の届出がありました。これを受け、現在すでに経済産業大臣の認可を受けて託送供給等約款以外の供給条件により実施している託送供給について、本年10月から適用される託送供給等約款においても同一の取扱いとするため、9月7日付けで東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、関西電力、中部電力、中国電力、四国電力及び九州電力から経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請(別紙)がありました。

当該認可申請を受け、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがありましたので、委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

### 2. 添付資料

託送供給等約款以外の供給条件の認可について(回答)

※本ニュースリリースは、第174回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
ネットワーク事業監視課長 恒藤  
担当者:松元  
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)  
03-3501-1585(直通)

(別紙)

託送供給等約款以外の供給条件の認可申請の概要

(分社化に伴う特別措置)

①分社化に伴う託送料金算定等の特別措置

申請者 : 東京電力パワーグリッド

(災害に伴う特別措置)

①東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る工事費負担金等の特別措置

申請者 : 東北電力

②平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震の被害に伴う  
災害特別措置

申請者 : 九州電力

③平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震の被害に伴う  
災害特別措置

申請者 : 関西電力

④平成30年7月5日からの大雨の被害に伴う災害特別措置

申請者 : 中国電力、九州電力

⑤平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨の被害に伴う災害特別措置

申請者 : 北陸電力、関西電力、中部電力、四国電力

⑥平成30年8月30日からの大雨の被害に伴う災害特別措置

申請者 : 東北電力

平成 30 年 9 月 19 日

電力・ガス取引監視等委員会

## 一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス 小売事業の指定旧供給区域等の変更許可に関する意見 聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガスの供給区域の変更許可の申請について審査を行い、「一般ガス導管事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと及び指定旧供給区域等小売供給を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合すると認められる旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、また、旧一般ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給区域の変更を行おうとするときは、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項の規定に基づき、それぞれ経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、大阪瓦斯株式会社からの供給区域等の変更許可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号)I.第1(8)で準用するI.第1(6)③及び「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成29年3月31日付け20170329資第5号)第1(7)②に適合していると認められましたので、本日、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

- ①ガスの供給区域の変更の許可について(回答・大阪瓦斯株式会社)
- ②指定旧供給区域等の変更の許可等について(回答・大阪瓦斯株式会社)

※本ニュースリリースは第174回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 皆川、吉野

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

ネットワーク事業監視課長 恒藤

担当者: 松元

電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)

03-3501-1585(直通)

平成30年9月19日

電力・ガス取引監視等委員会

## ガス小売事業の変更登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業の変更登録申請について審査を行い、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

昨年4月1日に施行された改正ガス事業法において、ガス小売事業の登録を受けた事業者は、登録内容に変更が生じた場合には、軽微な変更を除き、ガス事業法第7条第1項の規定に基づき、ガス小売事業の変更登録を受けなければならないこととされている。

これを受け、本日、添付資料の別添に記載のガス小売事業者からのガス小売事業の変更登録申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

①ガス小売事業の変更登録について(回答・伊丹産業株式会社)

※本ニュースリリースは第174回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課長 鎌田  
担当者: 皆川、吉野  
電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)  
03-3501-1552(直通)